

国土交通省告示第 225 号

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条第 1 項第二号口の規定に基づき、準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日

国土交通大臣 金子 一義

準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

第 1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第 129 条第 1 項第二号口に規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、一戸建ての住宅（令第 128 条の 3 の 2 に規定する居室を有するもの及び住宅以外の用途を兼ねるもの（住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の 2 分の 1 を超えるもの又は 50 平方メートルを超えるものに限る。）を除く。）にあっては、次の各号に掲げる室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 略

二 ストープその他これに類するもの（飛び火による火災を防止する構造その他の防火上支障のない構造であって、1 秒間当たりの発熱量が 18 キロワット以下のものに限る。以下この号において「ストープ等」という。）を設けた室 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める材料の組合せであること。

イ ストープ等の水平投影外周線の各点（当該水平投影外周線が頂点を有する場合にあっては、当該頂点を除く。）における法線に垂直な平面であって当該各点からの最短距離が次の表に掲げる式によって計算したストープ等可燃物燃焼水平距離である点を含むもので囲まれた部分のうち、当該ストープ等の表面の各点について、当該各点を垂直上方に次の(1)の規定により計算したストープ等可燃物燃焼垂直距離だけ移動したときにできる軌跡上の各点（以下この号において単に「軌跡上の各点」という。）を、水平方向に次の(2)の規定により計算したストープ等可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内の部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあっては、当該部分の仕上げを特定不燃材料でしたものに限る。以下この号において「ストープ等可燃物燃焼部分」という。）の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合（ロの場合を除く。） 次の(3)及び(4)に掲げる材料の組合せであること。

ストープ等の室内に面する開口部（以下この号において「ストープ等開口部」という。）がある面	ストープ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合	$L_{Sop} = 2.04\sqrt{A_V}$
	ストープ等開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合以外の場合	$L_{Sop} = 3.16\sqrt{A_V}$
ストープ等開口部がある面以外の面		$L_{Ssl} = 1.59\sqrt{A_V}$
<p>この表において、L_{Sop}、A_V 及び L_{Ssl} は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p>L_{Sop} ストープ等開口部がある面からのストープ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）</p> <p>A_V ストープ等の鉛直投影面積（単位 平方センチメートル）</p> <p>L_{Ssl} ストープ等開口部がある面以外の面からのストープ等可燃物燃焼水平距離（単位 センチメートル）</p>		

- (1) ストープ等可燃物燃焼垂直距離は、次の式によって計算すること。

$$H_s = 0.0106 \left(1 + \frac{10000}{A_H + 800} \right) A_H$$

- この式において、 H_s 及び A_H は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- H_s ストープ等可燃物燃焼垂直距離 (単位 センチメートル)
 - A_H ストープ等の水平投影面積 (単位 平方センチメートル)

- (2) ストープ等可燃物燃焼基準距離は、次の式によって計算すること。

$$D_s = \left(\frac{H_s - h}{H_s} \right) L_s$$

- この式において、 D_s 、 H_s 、 h 及び L_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。
- D_s ストープ等可燃物燃焼基準距離 (単位 センチメートル)
 - H_s (1)に定める H_s の数値
 - h ストープ等の表面の各点から軌跡上の各点までの垂直距離 (単位 センチメートル)
 - L_s ストープ等の可燃物燃焼水平距離 (単位 センチメートル)

- (3) ストープ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、特定不燃材料ですること。

- (4) (3)に掲げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、難燃材料等ですること。

□ 次の(1)から(3)までに定める方法により、ストープ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料等ですること。

- (1) 次の()及び()に定めるところにより、ストープ等とストープ等可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分との間に特定不燃材料の板等であって、火熱の影響が有効に遮断されるもの(以下「遮熱板等」という。)を設けること。

() ストープ等とストープ等可燃物燃焼部分の壁との間にあっては、ストープ等との距離は 27.5 センチメートル以上、ストープ等可燃物燃焼部分の壁との距離は 2.5 センチメートル以上とすること。

() ストープ等とストープ等可燃物燃焼部分の天井との間にあっては、ストープ等との距離は 42.5 センチメートル以上、ストープ等可燃物燃焼部分の天井との距離は、2.5 センチメートル以上とすること。

- (2) ストープ等と壁の室内に面する部分との距離は、ストープ等可燃物燃焼水平距離の 3分の1以上とすること。ただし、ストープ等可燃物燃焼水平距離の 3分の1が 30 センチメートル未満の場合は、30 センチメートル以上とすること。

- (3) ストープ等と天井の室内に面する部分との距離は、ストープ等可燃物燃焼垂直距離の 2分の1以上とすること。ただし、ストープ等可燃物燃焼垂直距離の 2分の1が 45 センチメートル未満の場合は、45 センチメートル以上とすること。

三 略

四 略

第2 令第129条第1項第二号口に規定する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げの方法は、次に定めるものとする。

一 略

二 第1第一号イ(2)若しくは口、第1第二号口又は第1第三号口の場合にあっては、壁及び天井の室内に面する部分について、必要に応じて、当該部分への着火を防止するための措置を講じること。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

火気使用室における内装制限に関する告示について

1 対象火気使用室

一戸建て住宅における火気使用室。ただし、一戸建て住宅でも、住宅以外の用途に供する部分の面積が大きい兼用住宅、無窓居室を有する住宅を除く。

2 対象火気使用設備

次に掲げる火気使用設備を対象とする。

- (1) こんろ
- (2) 固定式ストーブ
- (3) 壁付暖炉
- (4) いろり

3 規制内容

- (1) 建築基準法施行令第128条の4第4項により、火気使用室が内装制限の適用対象となっている。
- (2) 火気使用室全体の内装は、建築基準法施行令第129条第6項により、準不燃材料が義務付けられている。
- (3) 火気使用設備周辺には、不燃材料による内装や遮熱板の設置等を義務付け、規制しているが、それ以外の部分には、木材や難燃材料による内装を認めている。

4 施行日

平成21年4月1日

【参考】

建築基準法施行令

(制限を受けない特殊建築物等)

第 128 条の 4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める特殊建築物は、次に掲げるもの以外のものとする。

一～三 略

2～3 略

4 法第 35 条の 2 の規定により政令で定める建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものは、階数が 2 以上の住宅(住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。以下この項において同じ。)の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)の最上階以外の階又は住宅の用途に供する建築物以外の建築物(主要構造部を耐火構造としたものを除く。)に存する調理室、浴室、乾燥室、ボイラー室、作業室その他の室でかまど、こんろ、ストーブ、炉、ボイラー、内燃機関その他火を使用する設備又は器具を設けたもの(第 129 条において「内装の制限を受ける調理室等」という。)以外のものとする。

(特殊建築物等の内装)

第 129 条 前条第 1 項第一号に掲げる特殊建築物は、当該各用途に供する居室(法別表第 1(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する特殊建築物が耐火建築物又は法第 2 条第九号の三イに該当する準耐火建築物である場合にあっては、当該用途に供する特殊建築物の部分で床面積の合計 100 平方メートル(共同住宅の住戸にあっては、200 平方メートル)以内ごとに準耐火構造の床若しくは壁又は法第 2 条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されている部分の居室を除く。)の壁(床面からの高さが 1.2 メートル以下の部分を除く。第 4 項において同じ。)及び天井(天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。)の仕上げを第一号に掲げる仕上げと、当該各用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

一 略

二 次のイ又はロに掲げる仕上げ

イ 準不燃材料でしたもの

ロ イに掲げる仕上げに準ずるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

2～5 略

6 内装の制限を受ける調理室等は、その壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第 1 項第二号に掲げる仕上げとしなければならない。

7 略

建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～八 略

九 不燃材料 建築材料のうち、不燃性能(通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ 略

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備(その構造が遮炎性能(通常の火災時における火炎を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ 略

十～三十五 略

(特殊建築物等の内装)

第35条の2 別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、政令で定める窓その他の開口部を有しない居室を有する建築物、延べ面積が1000平方メートルをこえる建築物又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたものは、政令で定めるものを除き、政令で定める技術的基準に従って、その壁及び天井(天井のない場合においては、屋根)の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないようにしなければならない。

別表第1 耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物（第6条、第27条、第28条、第35条 - 第25条の3、第90条の3関係）

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
	用途	(い)欄の用途に供する階	(い)欄の用途に供する部分((一)項の場合にあっては客席、(五)項の場合にあっては3階以上の部分に限る。)の床面積の合計	(い)欄の用途に供する部分((二)項及び(四)項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ病院及び診療所についてはその部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計
(一)	略	略	略	
(二)	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他これらに類するもので政令で定めるもの	略		略
(三)	略	略		略
(四)	略	略	略	略
(五)	略		略	略
(六)	略	略		略

不燃材料

建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱における燃焼しないことその他の政令で定める性能をいう。）に関して、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間、次に掲げる要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めたもの（平成12年建設省告示第1400号）又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

- (1) 燃焼しないもの
- (2) 防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないもの
- (3) 避難上有害な煙又はガスを発生しないもの

特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号及び第12号から第17号までに該当する次に掲げるもの。

- (1) コンクリート
- (2) れんが
- (3) 瓦

- (4) 陶磁器質タイル
- (5) 繊維強化セメント板
- (6) ガラス繊維混入セメント板 (厚さ 3 mm 以上)
- (7) 繊維混入ケイ酸カルシウム板 (厚さ 5 mm 以上)
- (8) 鉄鋼
- (9) 金属板
- (10) モルタル
- (11) しっくい
- (12) 石
- (13) せっこうボード (厚さ 12 mm 以上で、ボード用原紙の厚さが 0.6 mm 以下のもの)
- (14) ロックウール
- (15) グラスウール板

準不燃材料

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 10 分間、不燃材料の (1) ~ (3) の要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めたもの (平成 12 年建設省告示第 1400 号) 又は国土交通大臣の認定を受けたもの。

難燃材料

建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後 5 分間、不燃材料の項の (1) ~ (3) の要件を満たしているもので、国土交通大臣が定めたもの (平成 12 年建設省告示第 1400 号) 又は国土交通大臣の認定を受けたもの。